第３表　国庫補助金による消防施設の整備状況の推移

（単位：千円）

補助メニュー ＼ 年度		昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
消防ポンプ自動車	数量	41	52	52	47	46	42	36	64	39	46	34	36	22	14	16	23	16	12	2				
	補助金	121,700	146,790	145,721	145,184	155,486	143,231	126,703	218,592	135,411	166,891	120,537	145,814	98,587	63,743	80,246	108,636	82,082	58,278	12,807				
化学消防ポンプ自動車	数量	3	2	2	2	4	5	2	6	5	3	2	4	4	2	2		1	2					
	補助金	18,480	13,580	10,230	13,988	30,206	33,203	10,980	37,046	45,511	19,478	16,132	25,721	39,067	16,580	28,581		7,624	36,999					
はしご付消防	数量	1	3	3	5	7	3	5	2	4	3	1	1	1	3	5	2	2		3				
ポンプ自動車	補助金	19,720	92,776	57,508	94,456	186,871	77,584	175,924	46,034	124,894	108,003	22,370	27,636	30,453	115,155	168,333	58,225	47,851		94,650				
小型動力ポンプ	数量	2	2	3	3	1	1		1					1										
	補助金	936	936	1,404	1,443	481	481		481					2,205										
消防専用電話装置	数量	17	13	7	1	3	2	2	4			1												
	補助金	3,226	2,108	1,344	162	680	405	486	729			172												
防火水槽	数量	69	43	28	26	33	45	61	54	57	54	44	29	29	26	28	32	25	25					
	補助金	85,075	55,014	35,854	35,084	40,508	51,104	65,313	61,882	72,969	80,290	67,619	54,804	49,128	57,816	60,347	64,545	63,554	59,395					
小型動力ポンプ積載車	数量	10				1							3	14										
	補助金	5,698				1,068							4,299	13,146										
小型動力ポンプ付	数量	15									1			6			9	15	7	2				
積載車	補助金	12,660									882			5,052			11,148	19,178	8,590	2,250				
小型動力ポンプ付	数量			1		1	2	2		1	1	1	1			1			1					
水槽車	補助金			7,485		5,098	9,894	13,764		3,777	4,722	7,647	3,645			4,916			7,962					
救急自動車	数量		1																					
	補助金		976																					
訓練塔	数量	1	1																					
	補助金	4,939	4,939																					
消防団総合	数量	2	3	2	1	2	5	3	12	12	18	12	11	17	12	13	10	12	13	8	21			
整備事業	補助金	12,875	11,734	4,403	2,730	12,459	18,669	6,854	38,965	37,776	56,638	37,380	39,728	61,754	51,804	54,086	38,730	47,886	53,931	29,851	157,090			
救助工作車	数量	4	2		1	1	4	2	4	3	3	1	2	3	3	2	3	2	3					
	補助金	22,432	9,300		5,614	5,614	19,984	8,756	19,572	14,370	15,194	6,771	14,834	22,503	20,994	14,834	21,832	13,516	22,503					
救助資機材	数量		8	5	8	2	4	2	4	3	3	1	2	3	3	2	7	4	5	1				
	補助金		14,145	12,310	16,146	4,233	10,461	4,879	11,486	12,718	9,443	4,889	1,983	14,988	12,637	8,817	27,996	16,345	26,494	1,277				
消防艇	数量				1				1									(3)						
	補助金				36,623				3,000									(333,847)						
高発泡車	数量		2		1																			
	補助金		9,468		4,876																			
高機能消防指令センター	数量	3	3	3	4	1	8	8	3	2		2	3	4	1		3	1	1	1	3	3	1	
（消防緊急通信指令施設）	補助金	16,632	23,550	47,029	48,419	6,892	28,581	42,889	33,074	32,775		60,645	64,050	127,212	14,161		95,270	41,175	65,366	57,873	181,397	226,614	78,257	
ヘリコプター	数量						1							1						(1)				
	補助金						113,094							115,290						(240,000)				
ヘリコプターテレビ電送システム	数量													1						(2)				
ヘリコプター高度化資機材	補助金													73,500						(138,495)				
消防用ヘリコプター	数量								1															
附帯施設	補助金								70,000															
救急業務高度化資機材緊急整備事業	数量						3	7	6	7	7	10	5	9	9	11	9	16	12	5				
高規格救急車	補助金						43,058	20,998	27,331	62,073	61,352	45,845	45,521	73,594	74,089	93,956	78,770	134,715	74,156	31,157				
救急業務高度化資機材緊急整備事業	数量																		12	6				
高度救命処置用資機材	補助金																		21,974	9,580				
緊急消防援助隊関係	数量										3	11	6		9	5	5	10	14	24	5	21	16	22
	補助金										34,503	142,011	81,965		140,253	67,886	88,978	501,371	119,709	638,999	33,883	184,988	140,427	296,005
その他	数量	1									44					5	7	7	2					
	補助金	1,000									5,567					5,060	31,846	30,284	4,408					
補助金額合計	数量	169	135	106	100	102	125	130	162	133	186	120	103	115	82	90	110	111	109	52	29	24	17	22
	補助金	325,373	385,316	323,288	404,725	449,596	549,749	477,546	568,192	542,274	562,963	532,018	510,000	726,479	567,232	587,062	625,976	1,005,581	559,765	878,444	372,370	411,602	218,684	296,005

備考

(1)国庫補助金の補助率は一般地域で基準額の1/3、人口急増地域（消防施設強化促進法附則第2項）にあっては、基準額の1/2、又は4/10、過疎地域（過疎地域活性化特別措置法、平成12年度からは過疎地域自立促進特別措置法）にあっては基準額の5.5/10、地域改善地域（地域改善対策特別措置法）にあっては基準額の2/3以内の額（平成９年度まで）である。
　なお、緊急消防援助隊に関する補助は平成15年度より、消防団総合整備事業については平成16年度より補助率1/2

(2)昭和61年度以降の小型動力ポンプ及び防火水槽の整備数の減少並びに昭和62年度の小型動力ポンプ付積載車の整備数の減少については、防災まちづくり事業への移行によるものである。

(3)高機能消防指令センターは従来の消防緊急通信指令施設に消防車両動態管理・情報システム及び消防用高所監視施設を統合した事業である。

(4)消防団総合整備事業は、消防団拠点施設整備事業及び消防団活性化総合整備事業を統合したものであり、平成15年度までは防団拠点施設整備事業及び防団活性化総合整備事業の合計を記入してある。

(5)各年度の数量、金額には、翌年度への繰越分を含む。